

Ev Ecocar Challenge in Nihon University 2009

参加要項

Ev Ecocar Challenge in Nihon University 2009 実行委員会

Ev Ecocar Challenge in Nihon University 2009 (以下 EEC in NU 2009) への参加希望チームは、まず下記提出書類中の様式1「仮エントリー申込書」をFAXまたはEメール添付で送信してください。

様式2～6までの書類は、期限までに提出していただくものですが、「仮エントリー申込書」は、なるべく早めに送信してください。

【参加費】 無料 ※保険代を除く

【提出書類】

※様式1-仮エントリー申込書

- ・様式2-参加申込書
- ・様式3-ドライバー登録書
- ・様式4-チームメンバー登録書
- ・様式5-車両仕様書
- ・様式6-参加承諾書

◇仮エントリー受付期間

平成21年10月5日(月)～10月30日(金)

◇大会参加までの流れ

①「仮エントリー申込書」を大会事務局宛にFAXまたはEメールで送信する。

FAX番号 047-467-9504、Email: yaoki@eme.cst.nihon-u.ac.jp

②様式2～6の書類を10月30日(金)までに提出する。

1. 参加申し込みの手順

「仮エントリー申込書」をFAXまたはEメール添付で送信されたチームは、引き続き様式2～6までの提出書類に必要事項を記入し、下記宛に送付して下さい。

○送付先 〒247-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1

日本大学理工学部精密機械工学科 青木義男宛

○提出期限 平成21年10月30日(金) 当日消印有効

2. 記入上の注意事項

記載事項に変更があった場合は、速やかに書面で当事務局までご連絡ください。

(1)参加申込書(様式-2)

- チーム名 必ず記入してください。
- 車名 必ず記入してください。
- 所属 会社または学校単位での参加の場合は、会社名・学校名を記入してください。個人参加の場合は、「個人」と記入してください。
- 代表者氏名 必ず記入してください。
- 誓約文 誓約文を良くお読みの上、自筆で記名捺印してください。

(2)ドライバー登録書(様式-3)

- ドライバーの登録は複数でも可能です。
- 年齢は平成 21 年 11 月 1 日現在の年齢を記入してください。ドライバーが未定の場合は、その旨を記入してください。

(3)チームメンバー登録書(様式-4)

- チーム代表者、ドライバーを含めたメンバー全員の氏名・生年月日・年齢をご記入ください。
- ※用紙が足りない場合は複写(コピー)して提出してください。

(4)車両仕様書(様式-5)

- 車両については、記入段階で判明している限りをご記入ください。大会当日までに仕様の変更があった場合は、書面にて当事務局へご連絡ください。

(5)参加承諾書(様式-6)

- メンバーの中に未成年者が含まれる場合、その保護者の承諾が必要となります。必ずご記入ください。承諾書がない場合、原則としてそのメンバーは競技に参加できません。
- ※用紙が足りない場合は複写(コピー)して提出してください。

(6)車検チェックリスト(様式-7)

- 車検時のチェック項目です。事前に良く確認しておいてください。
- 車検時に使用しますので、判定欄以外の記入項目に記入し大会当日持参して下さい。

3. 保険加入の義務

○競技中の事故による損害が発生した場合、主催者側はその責任を負いません。期限までに当事務局が斡旋する保険に加入するか、それと同等の保険に加入したことを証明する書面の複写(コピー)を提出してください。

- 保険の斡旋に関しては、参加受理書と共に郵送で通知します。

大会事務局：〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1

日本大学理工学部精密機械工学科 青木義男

Tel: 047-469-5244、Email : yaoki@eme.cst.nihon-u.ac.jp

Ev Ecocar Challenge in Nihon University 2009

仮エントリー 申 込 書

フリガナ	
チーム名	
フリガナ	
車 名	
フリガナ	
所属(会社・学校名)	
フリガナ	
チーム代表者氏名	
フリガナ	
連絡先	〒 _____ TEL _____ FAX _____ e-mail _____ URL http:// _____
他大会への参加歴	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	チーム代表者 _____

Ev Ecocar Challenge in Nihon University 2009 実行委員会事務局

○送信先

日本大学理工学部精密機械工学科 青木義男

FAX番号 047-467-9504

Email: yaoki@eme.cst.nihon-u.ac.jp

	受付月日	受付番号	記入内容	受 理
事務局記入欄				

大会規則書

第1章 総則

本大会の全ての参加者は本規則を理解し、これに同意したものとする。

第1条 大会の名称

Ev Ecocar Challenge in Nihon University 2009

第2条 主催

日本大学工学部特色 GP 実行委員会

第3条 後援

日本大学工学部

第4条 協賛

芝電機工業所

第5条 大会組織

別に定める

第6条 開催場所

千葉県船橋市習志野台7-24-1

日本大学工学部 理工学研究所 交通総合試験路

第7条 開催日

平成21年11月1日(日) 午前10時~12時

第8条 大会事務局

〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1

日本大学工学部精密機械工学科 青木義男

TEL:047-469-5244、Fax:047-467-9504

E-mail: yaoki@eme.cst.nihon-u.ac.jp

第9条 参加費

参加費：無料（但し、保険料はご負担をお願い致します。）

第10条 参加資格

大会当日に満15歳以上の者であること。但し、チームの代表者は満20歳以上であること。

第11条 参加募集台数

原則として1競技会30台までとする。30台を超えた場合は、分割して競技を行い、競技方法に従って順位を決定する。

第12条 規則の改定

本大会規則は大会実行委員会により、改訂することができる。

第13条 規則の解釈

本規則に規定されていない事項については、本大会の実行委員が判断を下すものとする。

第 14 条 異議の申し立て

競技結果に対し異議を申し立てる場合は、暫定結果発表後 30 分以内に、書面により大会本部に提出すること。

第 15 条 ブリーフィング

各チームの代表者とドライバーはブリーフィングに参加しなければならない。

第 16 条 事故などの責任

全ての参加者、参加車両は事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。

第 17 条 公式通知

本規則に規定されていない事項については、公式通知、ブリーフィング、場内アナウンスにより通知される。

第 2 章 競技規則

この競技は創意工夫により、与えられたエネルギーをより高効率で使うことを競うものである。

第 18 条 コース

高低差 0m、最大勾配 0%、1 周 880m のコースを時計回りで周回する。

第 19 条 競技方法

- ①主催者が支給する鉛バッテリー（第 28 条に定める物）4 個を用いて、1 周 880m のコースを 2 時間の制限時間内に何周できるかを競う。
- ②スターティンググリッド上からの一斉スタートとする。
- ③スタート後、競技中の注意は別に定める。
- ④スタートから 2 時間経過した時点で競技の終了とする。

第 20 条 成績

- ①順位は競技時間内により多く周回した車両を上位とする。
- ②競技時間終了時点で同一周回数の場合は、最終周回のコントロールライン通過時間の早い車両を上位とする。

第 21 条 スターティンググリッド

- ①ゼッケン番号順にグリッドに並ぶ。
- ②制限時間内にスターティンググリッドに並べなかった車両は、オフィシャルの指示によりスタートするものとする。

第 22 条 競技中の注意

- ①黄旗：危険予告・走行注意

- ②赤旗：速やかに全車両停止
- ③ドライバーを除くすべての参加者は、競技中にコース内に入ることも、車両に触れることもできない。ただし、安全確保のための緊急時を除く。
- ④競技中にコース内で車両が停止した場合は、オフィシャルの指示により、ドライバーは速やかに車両から降車し、安全確保のため車両と共に進行方向左側のコース外へ移動する。
- ⑤④において停車中の車両は、ドライバーが自力で修理等を行って走行可能となった場合、オフィシャルの確認を得て再スタートできる。その際の再スタート位置は車両が停止した位置の左右に関わらず、進行方向左側のコース端とする。
- ⑥ピットエリア内においては、オフィシャルの監視の下、ドライバー以外のチーム員も車両の修理等が行える。
- ⑦スタート時、明らかなフライングが確認された場合は、ペナルティとして、ピットエリアでの 10 秒間停止が科される。

第 23 条 競技の中止

荒天等により、参加者の安全が確保できないと大会本部が判断した場合、競技を中止することがある。

第 24 条 失 格

- ①競技中にオフィシャル以外の人的な補助による走行が確認された場合。
- ②競技中に支給されたエネルギー源以外による走行が確認された場合。

第 25 条 賞 典

すべての参加チームの中から第 1 位～第 3 位までを表彰する。
また、その他に特別賞を設ける。

第 3 章 車両規定

第 26 条 車 両

①車両構造

ドライバーの安全を確保できる十分な強度・剛性を有すること。

②車両サイズ

全長 3. 0m 以内、全幅 1. 2m 以内、全高 1. 6m 以内とする。

③トレッド及びホイールベース

特に規定は設けないが、停止時に人的な補助なしに車両が自立できること。

④走行装置

人力等を含め、バッテリー以外のエネルギーにより、走行補助が可能な機構の装備は一切認められない。(回生エネルギーを除く)

⑤ブレーキ

ドライバーが搭乗した状態で、人力で押しでも制止可能なブレーキを装備すること（系統数・形式などは問わない）。

⑥主催者が支給する A4 サイズのゼッケンを、側方から確認できる場所で左右 2 カ所に貼れる構造であること。

第 27 条 モーター

特に制限はしない。

第 28 条 バッテリー

古河電池：FT4L-BS を 4 個、大会当日の受付時に持参する。
充電や加温は自己責任において行うこと。

第 29 条 安全性

- ①ドライバーは 2 輪または 4 輪車用ヘルメットを着用すること。
- ②ドライバーは長袖のスーツ、グローブ、靴を着用すること、素材は難燃性を推奨する。
- ③左右後方を確認できるバックミラーを装着すること。
- ④警笛として使用することを目的とした装置を装備すること。
- ⑤駆動チェーン及びスプロケットを使用している場合は、チェーンカバーを付けるか、ドライバーとチェーン部が車体内部の壁などにより仕切られていなければならない。
- ⑥車両からドライバーが自力で脱出できる構造であること。
- ⑦車両の内外に危険な突起がないこと。
- ⑧30V 以上の電圧を使用する場合は、高圧警告表示しなければならない。
- ⑨車検委員が安全上、改善が必要であると指摘した場合は直ちに改善しなくてはならない。

第 30 条 ドライバー

ドライバーの体重に下限は設けない。

第 31 条 車両検査（車検）

- ①競技に参加するすべての車両は、車両検査により車両規則に適合することの確認を受けなければ、練習走行、本戦においてコース内を走行することはできない。
- ②グリッドイン後、競技前車検を行う。

第 32 条 補 足

- ①無線機、携帯電話などの通信機器の搭載を認める。ただし、走行中はハンズフリー装置を使用すること。
- ②競技には支給されたバッテリーを使用するが、練習走行時は他のバッテリーの使用を認める。

- ③スターティンググリッド上での充電は禁止とする。
- ④競技中は走行用電池以外、直接走行に寄与する電池の搭載は認めない(⑤に示すものを除く)。
- ⑤メーター類、データー収集装置などの別電源を乾電池やボタン電池に限り認めるが、直接走行に寄与しないことを車検時に容易に確認できること。
- ⑥モーターの駆動エネルギーとなる大容量コンデンサーの使用を認めるが、スタート前に放電(残電圧は総耐圧の1/10以下とする)されていることを証明をしなければならない。

第4章 その他

第33条 参加者の義務

すべての参加者は競技の趣旨を理解し、この大会が円滑に運営できるよう協力する義務を負う。

第34条 肖像権

この大会の広報活動における、参加者および参加車両の肖像権は Ev Ecocar Challenge in Nihon University 2009 実行委員会に提供するものとする。